

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年1月28日
【会社名】	株式会社S J I
【英訳名】	S J I I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 牛 雨
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役専務 山口 健治
【本店の所在の場所】	東京都目黒区大橋一丁目5番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である牛雨は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価および監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することが出来ない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年10月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額のおよび質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社、連結子会社の合計7社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金および棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

3 【評価結果に関する事項】

以下に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社および連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

前回（平成27年3月期SJI内部統制報告書）、検出された不備の是正を図るため、平成27年1月30日に設置した外部の専門家からなる社外委員会の助言・指導と、同年8月7日に受領した検証報告書をもとに、以下のような再発防止策の策定と運用強化に取り組んでまいりました。

- (1) 不適切な取引の発生防止のため、事業部門から独立した購買部を新設し、職務分離を強化した運用を開始しております。
- (2) 関連会社の管理体制の充実・強化のために関連規程を整備し運用を開始しております。
- (3) 財務経理部門の機能の充実・強化として、CFOを任命し、その権限を整備し運用しております。
- (4) 社用印章の管理体制強化策として、実印押捺時の押捺条件確認体制強化、印章保管管理体制強化を行いました。
- (5) 内部通報制度においては、内部通報に顧問弁護士による社外通報窓口を設置し、通報者保護を強化した運用を開始しております。
- (6) 全社的なコンプライアンス意識向上のために、役員研修、社員研修、入社時研修を計画し、実施しております。
- (7) 貸付債権・借入債務・仮払金(前渡金)等の管理に係る実施過程の客観性の確保のため、実施過程における手続きを定め運用を開始しております。
- (8) 貸付債権・借入債務・仮払金(前渡金)等に係る会計上の見積りの実施過程の客観性の確保のため、基準を整備し運用を開始しております。
- (9) コーポレートガバナンスの強化およびコンプライアンス体制を再構築するために、取締役会の諮問機関として社外弁護士からなる経営監視委員会を設置し運用を開始しております。

これらの内、(5)内部通報制度および(6)コンプライアンス研修につきましては、決算日変更により当事業年度末が平成28年3月31日から平成27年10月31日となり、社内規程・ルール等の整備は完了したものの、是正処置の運用を評価するための十分な期間を得られなかったため、有効であると評価するには至りませんでした。

その後、重大な内部統制上の不備事象は発生しておりません。引き続き実施した業務改善策の運用を確認し、必要に応じてさらなる改善策を実施してまいります。

4 【付記事項】

当事業年度末日後に開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置。

当社では、「3 評価結果に関する事項」に記載した財務報告に係る内部統制上の重要な不備の是正措置として、内部統制報告書提出日までに以下の対応を行いました。

平成27年12月14日に経営監視委員会委員長の交代を行いました。これは、第三者委員会設置当時から問題解明を主導していた同委員長から、経営監視委員会としての体制・運用も軌道に乗ってきており、新たな視点で同委員会を継続するために委員長を交代する、という提案があり、これを受けて実施したものであります。

平成28年1月28日の株主総会において、これまで1名であった社外取締役を2名といたしました。

平成28年1月28日の株主総会において、新たに2名の社外監査役を追加し、これまでの1名と合わせて社外監査役を3名といたしました。

その他、コンプライアンス意識向上施策等を定期的に行っております。

5 【特記事項】

該当事項はありません。